



湘南大庭地区 防災計画

地震対策編

2015年版

湘南大庭市民センター
湘南大庭地区防災協議会

この防災計画の目的

藤沢市地域防災計画「地震対策編」は、藤沢市に係わる地震災害に関し、防災の万全を期すことを目的に定められたものですが、その計画のうち、湘南大庭地区に適用される事項に範囲を絞り「湘南大庭地区防災計画 地震対策編」を作成しました。

この地区防災計画は、平常時における準備活動 および 地震災害発生時における救援・復旧活動等の準拠となることを目指したもので、初めて防災に携わる人にも参考となるよう平易に記述しております。なお、この計画は毎年見直しを行い必要がある場合にはこれを修正することとします。



目 次

第1部 災害対処基本計画 …… 4 頁

1. 災害対処指針
2. 平常時に実施しておく対策
3. 災害発生時の行動
4. 東海地震 警戒宣言発令時の対応
5. 防災に関する課題の調査・検討

第2部 防災組織 …… 10 頁

1. 湘南大庭地区の防災組織
2. 各防災組織に期待する役割
3. 防災組織間の情報伝達ルート
4. 平常時に実施しておいて欲しいこと
5. 防災組織支援機関

第3部 避難計画 …… 22 頁

1. 避難体制
2. 一時避難場所への避難
3. 広域避難場所への避難
4. 避難施設への避難
5. 地区防災拠点本部への避難
6. 避難者の帰宅

第4部 災害対処計画 …… 26 頁

1. 大地震発生時の行動計画
2. 大地震発生時の行動手順と相互連携
3. 東海地震 警戒宣言発令時の対処
4. 避難行動要支援者への支援

別表 1 避難行動要支援者に対する留意事項 …… 44 頁

別表 2 用語の意味 …… 46 頁

第1部

災害対処基本計画

1. 災害対処指針
2. 平常時に実施しておく対策
3. 災害発生時の行動
4. 東海地震 警戒宣言発令時の対応
5. 防災に関する課題の調査・検討



1. 災害対処指針

災害に強い街 湘南大庭を目指して1つになろう !!

平常時においては、大地震に備えて円滑・効率的に対処活動ができるように準備を推進する

- (1). 地区防災組織を構築する。
- (2). 防災に係わる人の拡充を図る。
- (3). 地区住民の防災に関する意識高揚を図る。
- (4). 地区内事業者等の協力を得て地区防災力の強化を図る。
- (5). 市の計画に基づく災害対処用資機材の備蓄を推進する。
- (6). 防災訓練などを通じて地区内防災組織の活性化および組織間の連携強化を図る。

災害発生時には、地区内防災組織が連携して災害対処活動を実施する。

- (1). 防災拠点として湘南大庭市民センターに開設し、情報の収集・伝達、地区防災力の活用そして必要に応じて市などに要請し、災害対処活動を実施するための基盤を構築するとともに自主防災組織などの協力を得て、救援活動、復旧活動等を実施する。
- (2). 地区内7ヶ所の学校に避難施設を開設し、避難住民を支援する。
- (3). 自治会・町内会等に組織される自主防災組織は、応急救援活動、被害状況把握、復旧活動などを実施する。



2. 平常時に実施しておく対策

ア. 地区防災組織の構築	地区防災拠点本部(湘南大庭市民センター内)と各自治会・町内会等が組織する自主防災組織および7つの避難施設に開設される運営委員会が相互に連携しながら円滑、効率的に災害対処活動ができるような組織の構築に努める。
イ. 防災に係わる人の拡充	・防災リーダーの会の活動を支援する。 ・防災リーダー講習会を継続実施して、防災リーダーの増員を図る。
ウ. 防災意識の高揚	湘南大庭市民センター、湘南大庭地区防災協議会、避難施設運営委員会、自主防災組織などは防災に関する情報を収集・周知するとともに、講演会などの開催、防災施設見学などの研修会の実施、広報誌の発刊・配布、防災資料の配布などにより、住民の防災意識高揚に努める。
エ. 防災組織の活性化および相互連携の強化	それぞれの防災組織に求める機能および相互連携について普及するとともに、組織ごとの訓練、組織間の連携訓練、地区総合訓練を実施して防災組織の活性化および相互連携の強化を図る。
オ. 地区防災力の把握、活用準備	地区内の事業者等の協力を得て事業者等が保有する防災力を把握し、活用するための準備を推進し、災害時に備える。
カ. 避難行動要支援者に対する対応	自主防災組織ごとに避難行動要支援者の把握、支援計画を作成し災害時に備える。
キ. 災害対処用資機材の準備	市の計画に基づき、災害対処用資機材を地区防災拠点本部および7ヶ所の避難施設に備蓄する。また、自主防災組織での備蓄を推奨する。この際、市の支援策を活用する。
ク. 情報収集伝達手段の構築	災害発生により通信途絶となった場合の自主防災組織 避難施設運営委員会 地区防災拠点本部間の情報収集・報告手段を構築しておく。
ケ. 防災訓練	以下の各訓練を定期的に行い、防災計画の不備の見直しと防災担当者の養成および住民の防災意識高揚を図る。 ・自主防災組織の災害対処訓練 ・避難施設の開設・運営訓練 ・防災組織間の連携を含めた総合訓練

3. 災害発生時の活動

<p>ア. 地区防災拠点本部の開設</p>	<p>地区防災拠点本部長(湘南大庭市民センター長)は、センター内に防災拠点本部を開設し、被害情報の収集・伝達、必要に応じて市に対し支援要請等を実施して、湘南大庭地区における救助活動および復旧活動等の災害対処活動を円滑に実施するための組織編成をするとともに、定められた学校に避難施設を開設・運営・管理し、避難住民の支援にあたる。</p>
<p>イ. 避難施設の開設・運営 および避難施設運営委員会の編成</p>	<p>地区防災拠点本部長は、避難施設を開設・運営・管理する。 自主防災組織長は、避難施設運営委員会規約に基づき所要の人員を避難施設に派遣。 地区防災拠点本部長は、避難施設運営委員会を編成し、避難施設の運営にあたる。この際、避難施設の運営を避難施設運営委員会会長に委任することができる。 避難施設運営委員会会長は、避難施設運営委員会規約に基づき地区防災拠点本部長の指揮下で避難施設を運営し、避難者などの食・住等の生活支援を実施する。</p>
<p>ウ. 自主防災組織等の編成</p>	<p>自主防災組織長は、自主防災組織等を編成して、応急救援活動、復旧活動等を実施するとともに、所定の要員を派遣して避難施設運営委員会の運営を支援する。</p>
<p>エ. 地区防災力の活用</p>	<p>災害対処にあたっては、平常時に協力依頼した地区防災力を活用する。</p>
<p>オ. 災害情報の収集・報告</p>	<p>自主防災組織長は、自地域の被害情報を収集し地区防災拠点本部に報告する。 地区防災拠点本部長は、これら被害情報及び自ら収集した情報を総合して迅速に災害対策本部へ報告する。</p>
<p>カ. 支援の要請</p>	<p>自主防災組織長は、自組織の能力を超える災害対処が必要と判断した場合、地区防災拠点本部長に支援を要請する。 地区防災拠点本部長は、支援要請を整理し災害対策本部 および 支援内容によっては近隣の自主防災組織に支援を要請する。 支援要請を受けた自主防災組織は、自己の災害対処に支障が生じない範囲で支援協力する。 自主防災組織長は、飲料水・食糧など生活関連物資の必要が生じた場合は、避難施設運営委員会を通じて地区防災拠点本部長に支給を要請する。</p>

キ. 避難行動要支援者への対応	平常時に定めた支援者は、支援計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行う。
ク. 防犯対策	避難生活など、長期に亘り留守宅が増加する可能性があります。状況により、自治会・町内会単位で防犯パトロールを実施する。

4. 東海地震 警戒宣言発令時の対応

ア. 地区防災拠点本部の開設	<ul style="list-style-type: none"> ・湘南大庭市民センター長は、市の計画に基づき湘南大庭地区拠点本部を開設し、東海地震発生に備えての準備を開始する。 ・東海地震警戒宣言が発令された旨を地区住民に周知する。
イ. 小系小学校に避難施設の開設	<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災拠点本部長(湘南大庭市民センター長)は、小系小学校避難施設従事職員を掌握し小系小学校避難施設を開設する。 ・必要に応じ、台谷・小系南・コーポ城山・湘南城山・小系東の自主防災組織長に避難施設開設の支援を要請する。
ウ. 自主防災組織の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・各自主防災組織長は、独自の判断に基づき自主防災組織本部を開設し、東海地震発生に備えての準備を開始する。 ・地区防災拠点本部長から、小系小学校避難施設開設支援の要請があった場合は、所要の人員を小系小学校に派遣する。
エ. 住民の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊の危険が予測され予め県(市)から指定されている地区の居住者は、速やかに小系小学校避難施設に避難してください。(指定地区は、字城山、字城下、字中沢) ・指定地区以外の居住者は、火災予防、家具の転倒防止、食糧等生活必要物資の確保等 東海地震発生に備えての準備をして安全な場所で行動してください。

(第4部 災害対処計画 3.東海地震 警戒宣言発令時の対処の項を参照)

5. 防災に関する課題の調査・検討

災害対処に関して、対処手段の詳細が定まっていない課題は 平常時において湘南大庭市民センター長が調査・検討し、災害対処計画に反映させる。

この際、防災協議会会長は 課題ごとに防災専門委員会を設けて調査・検討にあたらせるなどして湘南大庭市民センター長を支援する。



第2部

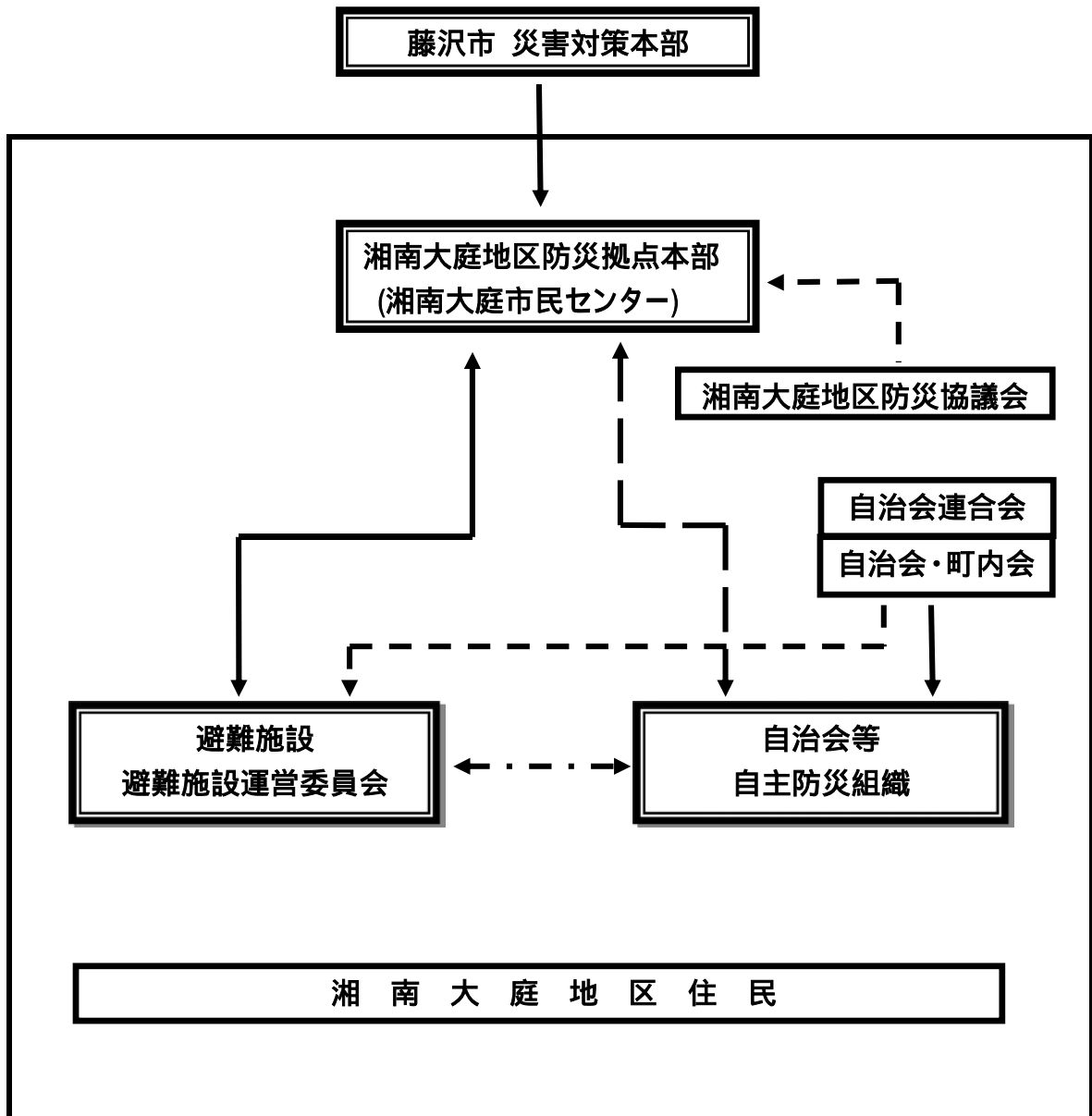
防災組織

1. 湘南大庭地区の防災組織
2. 各防災組織に期待する役割
3. 防災組織間の情報伝達ルート
4. 平常時に実施しておいて欲しいこと
5. 防災組織支援機関



1. 湘南大庭地区の防災組織

藤沢市において震度5弱以上の強い地震を感知したとき、湘南大庭地区には次の防災組織が立ち上り、各組織の役割遂行 および 組織間の相互連携を図ります。



組織名	組織の概要
<p style="text-align: center;">地区防災拠点本部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上の地震発生において、藤沢市には災害対策本部が設置される。 ・その災害対策本部が情報の収集・対処指示および災害応急活動を円滑に実施するため、湘南大庭市民センターに地区防災拠点本部を開設する。 ・運営の詳細は、「地区防災拠点本部運営マニュアル」を作成する。
<p style="text-align: center;">避難施設運営委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震による延焼火災や崖崩れ等危険が去った後、火災や倒壊などによって住宅を失った住民(二次災害の危険がある住民を含む)や帰宅困難者となった人が一定期間、避難生活をする場となる施設で湘南大庭地区に7ヶ所指定されている。(施設については、第3部 避難計画 4. 避難施設への避難の項を参照) ・各施設は避難生活を円滑に運営するため、初期においては、施設管理者、避難施設従事職員および自主防災組織が中心となる運営委員会を組織する。 ・運営が軌道に乗れば運営委員会の主体は避難者で組織し運営する。 ・運営の詳細は避難施設ごとに「避難施設運営マニュアル」を作成する。
<p style="text-align: center;">自主防災組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大地震が発生した直後の救助活動は個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合がある。 このような時、隣近所である自治会・町内会の人達が結集して互いに協力し合いながら、いち早く救助活動、初期消火活動を行うための組織で、平常時から編成し各自の役割と行動手順を定めておく。 ・地区防災拠点本部および避難施設運営委員会に対して大地震発生時における連携について平常時から取り決めをしておく。 ・運営の詳細は、湘南大庭地区「自主防災組織活動マニュアル」と自主防災組織ごとに「防災計画」を作成する。

2. 各防災組織に期待する役割

震度5弱以上の大地震が発生した場合、各防災組織は災害対策本部の指示が無くとも自主的にその役割遂行が求められる。そのため、各防災組織の役割を明確にし、平常時から役割遂行可能な備えをしておいてください。

地区防災拠点本部 に 期待する役割	
主要な役割	内容
1. 被害情報収集・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・死傷者、建物被害、道路及び橋梁損壊、火災、ライフライン被害、住民避難状況等 市が県に対して支援要請の判断に必要な情報の収集。 ・入手した情報を総合して迅速に災害対策本部へ報告。 (第2部 防災組織 3.防災組織間の情報伝達ルートの項を参照)
2. 救助・救護活動の要請	入手した被害情報 あるいは 自主防災組織からの支援要請を受けて災害対策本部あるいは近隣の自主防災組織へ支援を要請。
3. 安否情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織 あるいは 民生委員・児童委員との間で、避難行動要支援者の安否確認。 ・住民の安否情報収集と不明者の把握。
4. 避難行動要支援者などの保護	避難生活困難者は、地区防災拠点本部が受入れて保護する。 (第4部 災害対処計画 4. 避難行動要支援者の支援の項を参照)
5. 生活必需物資および飲料水の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・給水場所は、原則として地区防災拠点本部および 避難施設。 ・在宅の避難行動要支援者には生活必需物資および 飲料水の配達支給。 ・避難施設から支給要請された飲料水、食糧、生活必需品は要請数量を集計し対策本部へ支給要請する。

6. 住民への広報	災害対策本部等からの指示、命令、その他生活情報等を避難施設運営委員会経由または直接 住民に広報
7. 災害救援ボランティアのコーディネート	<ul style="list-style-type: none"> ・湘南大庭サテライト センター を開設し、ボランティアの受付 および 派遣に関しコーディネートする。 ・避難施設運営委員会 および 自主防災組織が直接にボランティアの受入れは行わない。湘南大庭サテライト センターが窓口となる。

避難施設運営委員会 に 期待する役割	
主要な役割	内容
1. 生活場所の提供	避難施設従事職員(不在の場合は、施設管理者)の責任において安全確認後に提供する。
2. 飲料水・食糧および生活必需物資の支給 (食料班、物資班の担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅被災者分も要請により提供する。 ・在宅被災者分 + 避難者分の要請量を地区防災拠点本部へ支給要請する。 ・避難者用として、必要機材が入手できれば炊き出しを行う。
3. トイレの提供 ごみ処理 防疫 子供の支援 ペット対策 (衛生班の担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの提供 避難施設内の使用指定トイレ、地下埋設型トイレ、組立式トイレ(車椅子用) ・ごみ処理の指導 ごみの集積場所の指定 および 分別など処分の指示、管理 ・防疫 食中毒や風邪などの感染症の流行を防ぐ対応を行う ・子供たちへの対応 避難した子供の保育支援 ・ペット対策 ペットの飼育場所指定、飼育ルールの周知徹底を図る

<p>4. 生活情報、復旧情報の提供 (総務班、情報広報班の担当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者に対して 自力再建に向けての情報の提供。 生活物資情報、風呂の開設情報、ライフライン復旧情報等避難者の必要とする情報を掲示板、施設内放送等の活用で提供する。 ・自主防災組織に対して 定期的に情報交換会を行い地区防災拠点本部からの情報の提供 および 収集等の窓口となりデマ情報による混乱をできるだけ防止する。
<p>5. 避難者名簿の作成管理 (名簿班の担当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者には、安否確認の問い合わせがあった場合の資料として名簿に登録してもらう。 ・避難者が名簿の公開を認める場合は、名簿を避難施設受付窓口に掲示する。 ・多い頻度で避難施設への入退が発生すると予測する。そのため毎日、名簿の整理、集計を行い、地区防災拠点本部へ報告する。 ・避難行動要支援者の避難人数把握
<p>6. 避難行動要支援者へ支援 (救護班の担当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿班と協力し、避難の避難行動要支援者の把握と避難生活支援 ・避難生活困難者は地区防災拠点本部へ移動を避難施設従事職員に要請 ・日本語が不自由な外国人の避難生活支援

自主防災組織 に 期待する役割	
主要な役割	内容
<p>1. 初期消火 (消火班の担当)</p>	<p>延焼拡大を防止する。 決して無理をしないように注意。 消防団が消火を開始したら手を引く。</p>
<p>2. 自力避難困難者の救出・救護 (救出・救護班の担当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の安全を確保したら家族隣人の救出に協力してあたるが、救出活動は危険が伴う場合があるので二次災害に十分注意。 ・負傷者を発見した場合は、まず応急手当を行い、重傷患者は救護を要請するか医療救護施設へ搬送。

	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄りの地域救護病院等が診療できない状況の場合は、北休日夜間急病診療所(北保健医療センター)へ搬送。 ・避難行動要支援者の避難を担当する避難支援等関係者は「要支援者」の安否確認と避難が必要な状況の場合は、避難を支援する。 <p>(第4部 災害対処計画 4. 避難行動要支援者の支援の項を参照)</p>
3. 被害状況把握 (自主防災組織長の担当)	<p>死傷者や住居・道路等の被害状況、火災発生の状況を迅速にとりまとめて地区防災拠点本部へ報告。</p>
4. 避難誘導 (避難誘導班の担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設への避難時は、組織単位にまとめて集団行動する。引率者はできるだけ安全な避難経路を選択。 <p>(第3部 避難計画の項を参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災の発生状況により広域避難場所への避難行動が必要となるが、避難指示は自主防災組織長が正確な情報に基づいて行うこと。 また、自力避難困難者には逃げ遅れの無いように皆で協力することが大切。
5. 避難施設へ運営要員の派遣 (避難施設運営班の担当)	<p>平常時に取り決めてある避難施設運営要員は自身の安全を避難誘導班に報告後 避難施設へ出向する。</p>
6. 情報の収集・伝達 (情報収集班の担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの情報は避難施設において情報広報班から伝えられる。 ・ラジオ・テレビからの情報収集も必要。 ・避難行動要支援者には難聴・難視の方もおられるので、情報が確実に伝わるよう配慮が必要。
7. 食糧・飲料水 および生活必需物資の支給要請と受入れ支給 (食糧物資受入班の担当)	<p>在宅被災者の要請をまとめて避難施設運営委員会へ支給要請 および 受入れ支給。</p>

住 民 一 人 一 人 の 備 え

住民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る」ことが大切であるという認識を持ち、次のことに備えておいてください。

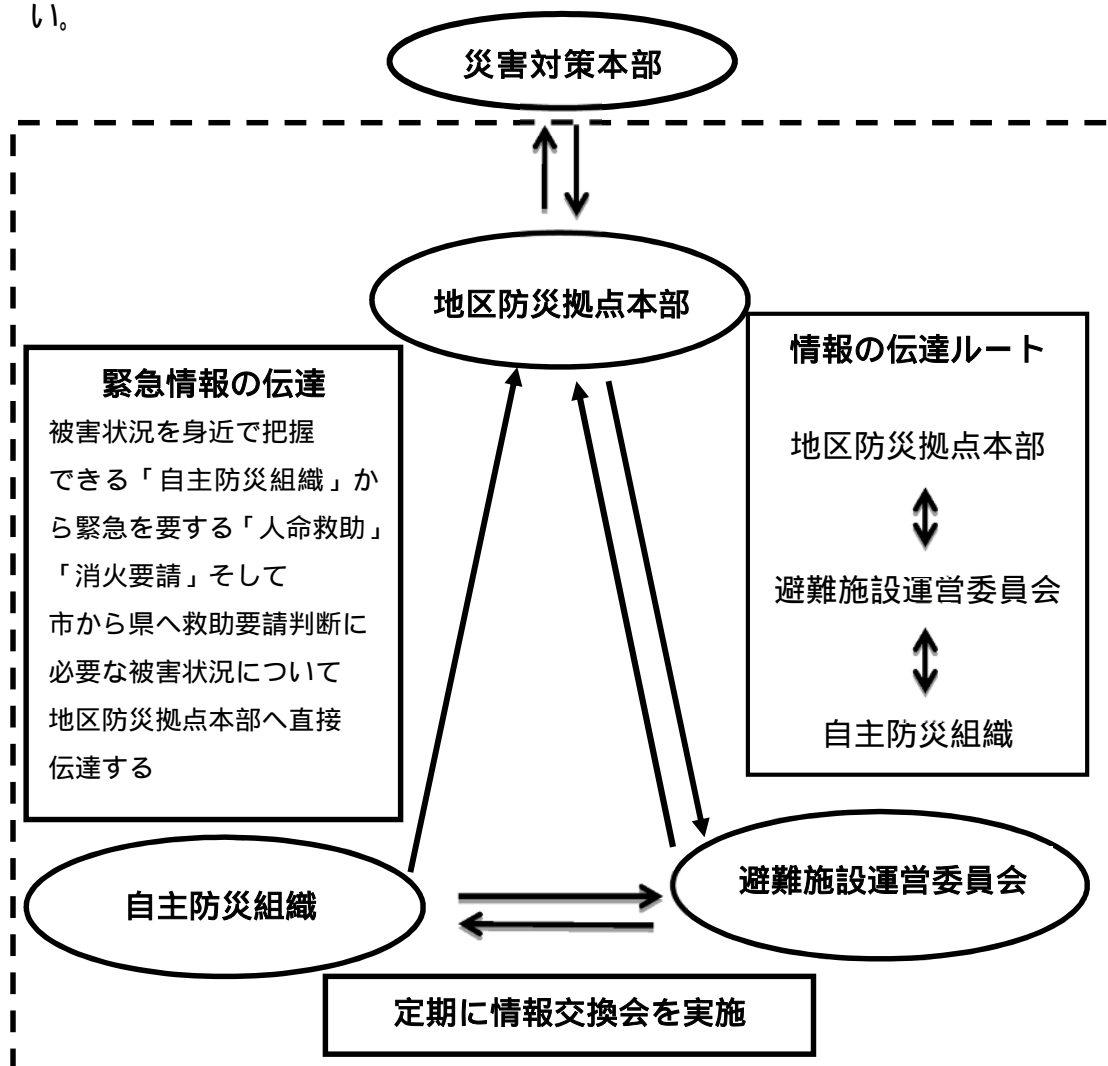
項 目	内 容
1. 食糧・飲料水・生活必需品の備蓄	大地震が発生した場合の水道、電気、都市ガス等のライフライン停止に備えて各家庭において3日間以上は生活できるように食糧、飲料水および生活必需品を備蓄しておいてください。(飲料水は1人1日3ℓを3日分以上)
2. 非常持ち出し品の準備	避難時、すぐに取り出せる場所に保管し、家族の人数に合わせて用意。 3日分以上の食糧、飲料水そして日用品、貴重品も含めておいてください。
3. 防災活動への積極的な参加	防災訓練などで日頃から非常時の行動を周知しておいてください。
4. 初期消火	消火手段(消火器の設置等)を平常時から準備しておいてください。
5. 要配慮者の救助・救援活動	特に、避難行動要支援者の安否確認、避難支援をお願いします。
6. 隣近所の助け合い	個人や家族だけの力では限界があり、危険や困難を伴う場合があります。お互いの協力が必要です。 隣近所の安否確認、初期消火に協力してください。
7. 建築物などの耐震性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・住居の耐震診断と補強 (特に、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅) ・家具等の転倒・落下防止 ・ガラスの飛散防止 ・ブロック塀の点検と改善
8. 火災警報器の設置	火災からの逃げ遅れを防ぎ、いち早い初期消火が行えるように火災を早期に感知する機器として設置しておいてください。 寝室 および 寝室が2階の場合は階段上部にも設置が義務付けされています。

3. 防災組織間の情報伝達ルート

- (1). 市が防災の第一次的責任を有する公共団体であるが、大地震という広域に被害をおよぼす災害の場合、公的機関の活動が著しく低下するので地区住民全体が協働して災害に対処する必要があります。そのため、平常時から各組織の役割を取り決めておいてください。特に情報不足やデマ情報による混乱を防ぐために情報の授受について取り決めておくことが大切です。
- (2). 情報にも人命救助要請などの緊急を要する情報と食糧等の支給要請・復旧に関する情報に区分されます。情報ルートもそれによって2ルートを計画します。
- (3). 緊急情報である「人命救助・消火などの支援要請」そして県に対して救援要請判断に必要な「被害状況」報告 これらは、自主防災組織から地区防災拠点本部へ所定の様式（湘防災様式3）に記入し、FAX 利用か直接提出してください。
- (4). 食糧の支給要請など自主防災組織からの発信情報と復旧情報など災害対策本部からの発信情報、これらは次の情報ルートとします。

自主防災組織 避難施設運営委員会 地区防災拠点本部

- (5). 7ヶ所の避難施設運営委員会 地区防災拠点本部 災害対策本部の間には災害対策用の通信機能を有しますが、自主防災組織 避難施設運営委員会の間には通信機能が有りません。そのため、災害発生後の情報交換を行う段取りを平常時に決めておいてください。



4. 平常時に実施しておいて欲しいこと

組織関係者は平常時から組織内の協力体制確立を含めて対処しておいていただき、災害発生時には住民に的確な指示ができるように備えておいていただきたい。

また、災害発生時の対処が円滑、効率的に実施されるよう平常時から各防災組織間の連携協力についても取り決めておくことが必要です。

湘南大庭市民センター（地区防災拠点本部）

- ア. 防災に関する知識の普及および防災意識の啓発
普及手段として、防災に関する講演会・研修会を企画
- イ. 湘南大庭地区防災計画の策定
- ウ. 湘南大庭地区防災訓練の計画・実施
- エ. 防災組織の確立推進と地区拠点本部運営マニュアルの作成・改訂
- オ. 地区内防災力の把握、活用の仕組み構築
- カ. 自主防災組織構築の支援
- キ. 避難施設運営委員会活動（訓練など）への支援
- ク. 自主防災組織 避難施設運営委員会間の情報交換、相互連携の支援
- ケ. 防災に関する課題の調査・検討
- コ. 防災リーダー育成 および ジュニア防災リーダーの支援と連携
- サ. 災害対処資機材の備蓄と定期点検・整備

避難施設運営委員会

- ア. 避難施設運営委員会の編成と地区防災拠点本部へ届出（様式1で届出）
- イ. 避難施設運営規約の制改定（避難施設ごとに作成）
- ウ. 避難施設運営マニュアルの作成・改訂（避難施設ごとに作成）
- エ. 避難施設開設・収容訓練の計画・実施
- オ. 避難者使用室と各収容人数の把握 および 使用室優先順位の把握（様式2の利用）
- カ. 避難行動要支援者優先室の取り決め
- キ. 避難者受付、救護、授乳、更衣室などの用途別使用場所の取り決め
- ク. ごみ集積場所、ペットの飼育場所、喫煙場所、駐輪・駐車場所の取り決め
- ケ. 食糧、物資類の荷下ろし、仕分け、配給場所の取り決め
- コ. 組立式トイレ設置場所の取決め
- サ. 情報収集・伝達の訓練（自主防災組織 避難施設運営委員会 防災拠点本部）
- シ. 災害対処用資機材の定期点検・整備
- ス. 避難施設運営委員会間の情報交換会開催

自主防災組織

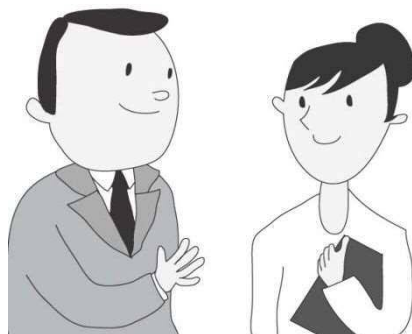
- ア. 自主防災組織の編成
- イ. 自主防災組織規約の制改定
- ウ. 防災計画の策定
- エ. 災害対処用資機材の備蓄と定期点検・整備
- オ. 防災訓練の計画・実施
- カ. 避難施設運営委員会への参画
- キ. 避難行動要支援該当者の内、避難支援希望者の把握と要支援者個人カードの作成
(湘防災様式 7,8 の利用)
- ク. 避難施設および広域避難場所への経路把握
- ケ. 大地震発生時の危険個所調査・把握
- コ. 組織内の世帯名とその家族構成の把握 (湘防災様式 9 の利用)
- サ. 家庭用消火器の設置普及と更新斡旋
- シ. 各家庭に防災に関する知識の普及および防災意識の啓発

5. 防災組織支援機関

湘南大庭地区には防災組織を支援する機関として次の会を存在させます。

支援機関	内 容
湘南大庭地区防災協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 組織構成は以下の通り <ol style="list-style-type: none"> (1). 避難施設運営委員会を代表する人 (2). 自主防災組織を代表する人 (3). 防災リーダーの会を代表する人 (4). 各種協議会の団体を代表する人 (5). その他、防災協議会の取り組みに必要な人以上の人たちを委員とし組織する 2. 事業内容は以下の通り <ol style="list-style-type: none"> (1). 防災に関する知識の普及 および 意識の啓発 (2). 自主防災組織、避難施設運営委員会への支援 および 情報交換、組織間連携の実施 (3). 避難行動要支援者に対する支援策の検討 および 取組みの実施 (4). 防災情報の収集・提供 (5). 防災リーダーおよび防災活動を推進する人との連携 (6). 地区防災拠点本部活動の支援 (7). その他 協議会の目的を達成するために必要な防災への取組み

<p>湘南大庭防災リーダーの会</p>	<p>1. 組織構成は以下の通り</p> <p>(1). 藤沢市防災リーダー講習会の修了者で 当会に入会を希望した人</p> <p>(2). (1)に準ずる資格・経験を有し、当会代表が 入会を認めた人</p> <p>以上の人たちを会員とし組織する</p> <p>2. 事業内容は以下の通り</p> <p>(1). 防災に関する知識・技術の向上、スキルアップ研修事業の実施</p> <p>(2). 地域内の各防災組織の活動への参画と支援、情報交換、組織間連携の実施</p> <p>(3). 災害時における支援活動のための研修</p> <p>(4). 災害時を想定したシミュレーション訓練、避難訓練の支援、啓発</p> <p>(5). 災害ボランティア活動を行う諸団体との交流、情報交換</p> <p>(6). 上記の各項に関する、地域内の各防災組織、防災リーダーへの広報</p>
---------------------	--



第3部

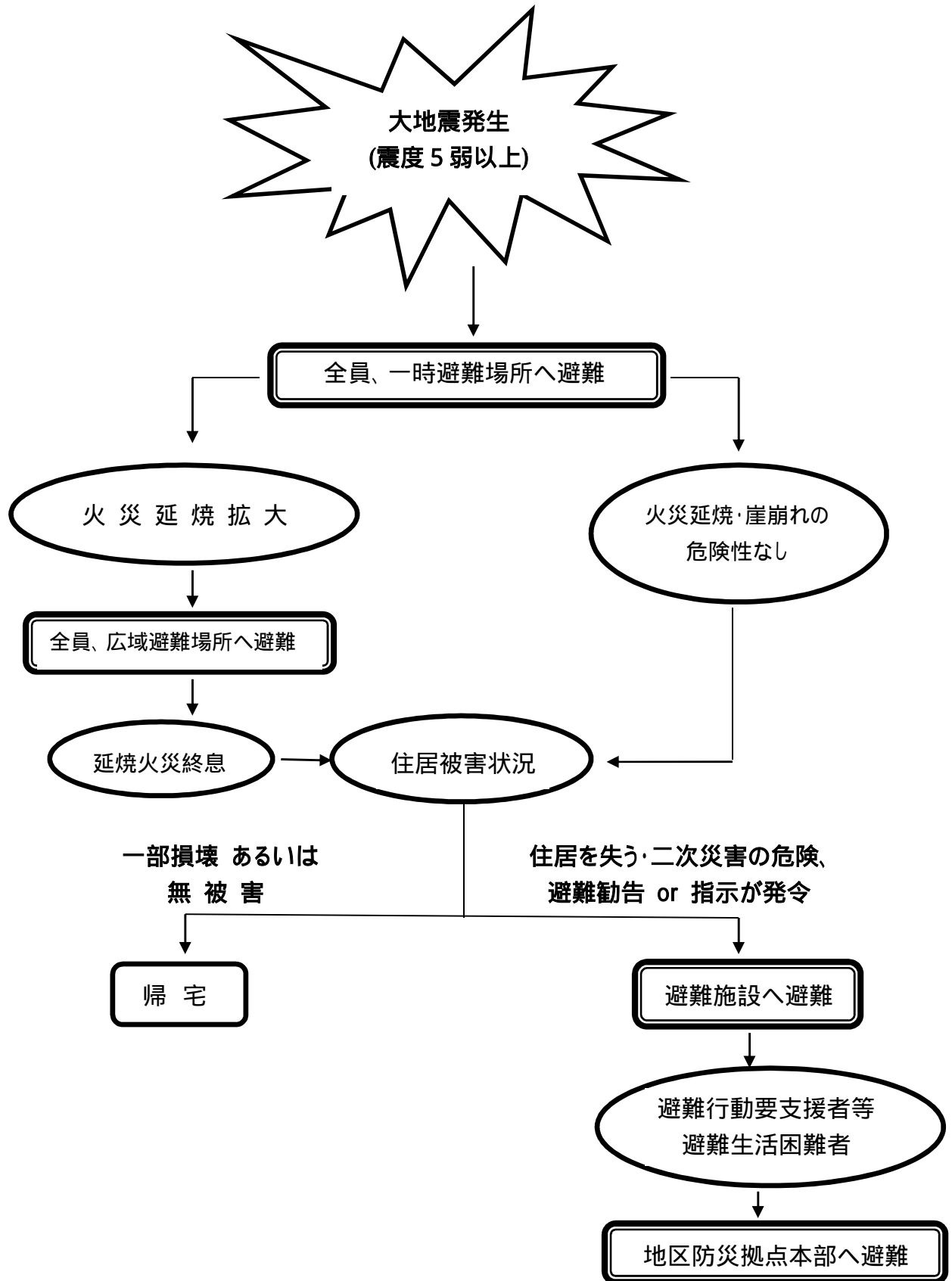
避難計画

1. 避難体制
2. 一時避難場所への避難
3. 広域避難場所への避難
4. 避難施設への避難
5. 地区防災拠点本部への避難
6. 避難者の帰宅



1. 避難体制

震度5弱以上の大地震発生による避難の条件と対応する避難場所等を示します。



2. 一時避難場所への避難

- (1). 震度5弱以上の強い地震であった場合、一時的に身を守るための避難場所であるが、住民一人ひとりが安全であることを報告するための集合場所でもあります。
- (2). もし、報告が無ければ安否不明のため救助対象者として救助に出向くこととなります。
- (3). 場所の指定は平常時に自主防災組織長が指定し、組織会員の全員に周知させておいてください。
- (4). 住民全員が避難し留守となります。防犯上、避難時には可能な限り戸締りを忘れない。短時間のことと油断しないでください。

3. 広域避難場所への避難

- (1). 大規模火災による輻射熱から住民の生命を守るための広場です。
- (2). 原則的にはどこの広域避難場所への避難も可であるが収容人数の調整上、湘南大庭地区には、以下の2ヶ所が指定されています。

場 所	総 面 積	収容人数
大庭城址公園	118,000 m ²	53,000 人
滝の沢小学校周辺 (遠藤公園を含む)	37,158 m ²	10,000 人

- (3). 開設は、消防本部からの情報に基づき災害対策本部長が開設し、予め指名された「広域避難場所従事職員」が自主防災組織の協力を得て運営されます。
- (4). 広域避難場所への避難は自主防災組織長が判断し指示します。
避難は、延焼火災が終息するまでの一時的な避難とし、その後は住居損壊を免れた方は帰宅し、避難生活が必要な方は避難施設へ自主防災組織長が引率します。

4. 避難施設への避難

- (1). 住居を失うあるいは二次災害の危険が有り、自宅に居住出来なくなった人達 また、崖崩れの危険性から避難勧告・指示が発令された人達等が一時的に生活するための施設で、湘南大庭地区は学校施設を利用して開設されます。
- (2). 開設は、震度5弱以上の地震が発生したときに予め指名された「避難施設従事職員」が施設に出向し、安全点検を行った後となります。
- (3). 住民の避難先を明確にするため、予め自治会・町内会等の単位で避難先を指定。
自主防災組織は、指定避難先の避難施設運営要員を平常時に取り決めておき、大地震発生時には出向させていただきます。

避難施設名	指定自治会・町内会等
駒寄小学校	五反田 コーポ駒寄 湘南ライフタウンEブロック 羽根沢 シャルマンコーポ湘南ライフタウン 駒寄第三 パークサイド駒寄 ダイアハレス湘南ライフタウン ミナシア

小系小学校	台谷 小系南 コーポ城山 城山 小系東
大庭小学校	湘南スカイハイツ 湘南西部 西部団地第三街区 やまゆり会 小ヶ谷 藤沢 F F 地区茅ヶ崎
滝の沢小学校	滝の沢 湘南ライフタウン B 地区藤沢 羽根沢第一 羽根沢第二 羽根沢第三 さつき 市営滝の沢住宅 睦 丸山 滝の沢第二団地 やよい 羽根沢東 B 地区茅ヶ崎
大庭中学校	小系 表郷 城山第二 北の谷
滝の沢中学校	第二駒寄 第一駒寄 ささら 滝ノ沢第一住宅 笹山 南原 ダイヤパレス湘南ライフタウン 石川ハイツ グリーンヒル
県立藤沢西高等学校	ふじ 和会 小系団地 湘南小系第二 グレーシア湘南ライフタウン

- (4). 避難行動は、自治会・町内会等の単位で一団となって避難することを原則とします。
- (5). 損壊により戸締りも不完全な可能性が有り、長時間に亘り留守となります。
在宅の自治会・町内会の皆様で、防犯パトロールを実施していただきたい。

5. 地区防災拠点本部への避難

避難施設での生活が困難な避難行動要支援者等 避難生活困難者は地区防災拠点本部に避難します。

詳細は、第4部 災害対処計画 4. 避難行動要支援者への支援 (5). 避難施設での支援の項を参照。

6. 避難者の帰宅

一時避難場所 あるいは 広域避難場所への避難者の内、火災等による危険が去り 且つ自宅の被害を免れ または、被害の軽微な方はそれぞれの自宅に帰宅します。

各避難場所での避難解除指示は自主防災組織長が判断します。



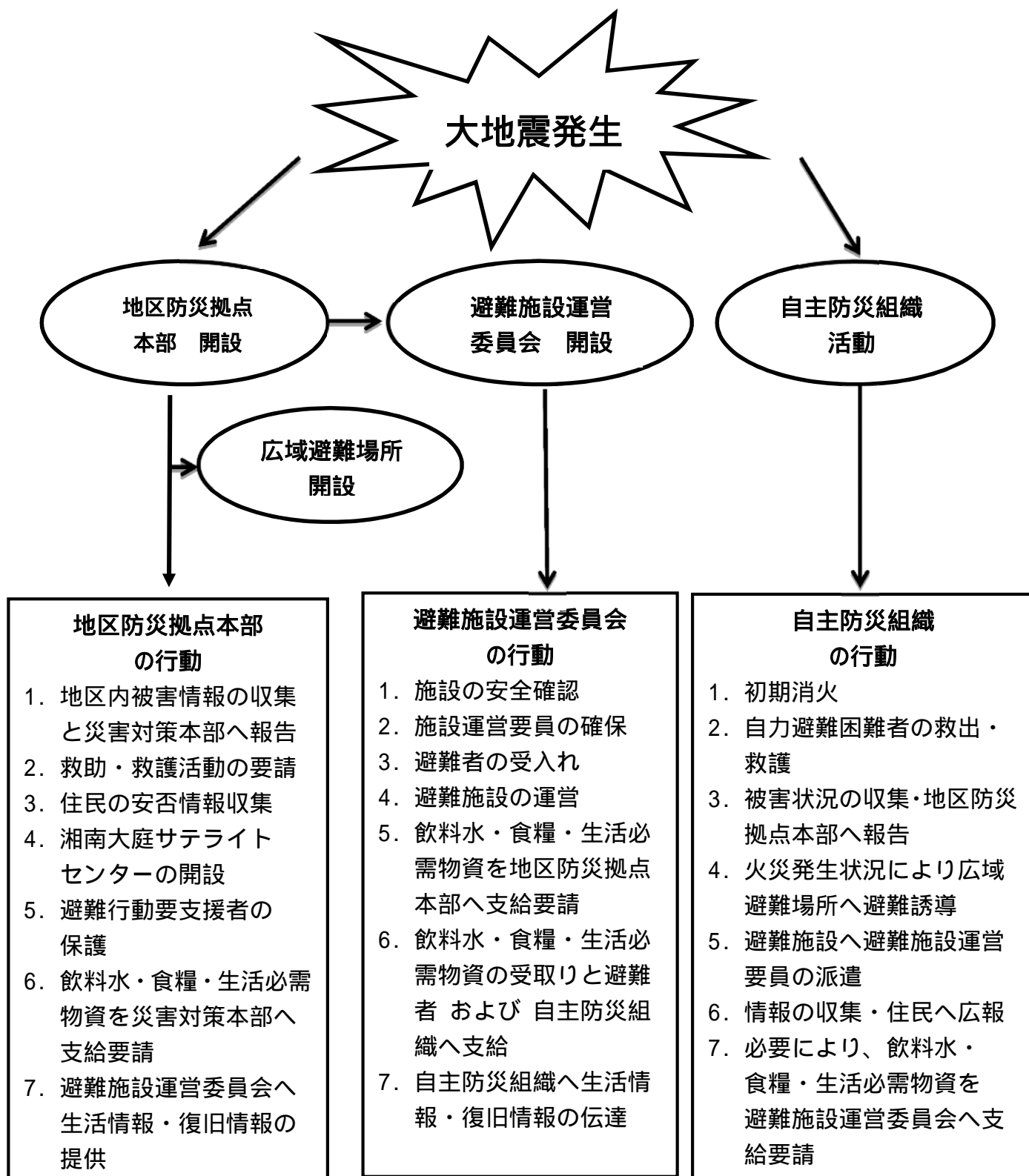
第4部

災害対処計画

1. 大地震発生時の行動計画
2. 大地震発生時の行動手順と相互連携
3. 東海地震 警戒宣言発令時の対処
4. 避難行動要支援者への支援



1. 大地震 (震度5弱以上) 発生時の行動計画



2. 大地震（震度5弱以上）発生時の行動手順と相互連携

震度5弱以上の大地震であった場合、藤沢市は庁舎内に災害対策本部を設置、同時に湘南大庭市民センターに地区防災拠点本部を開設。

自治会・町内会などは、並行して自主防災組織が活動開始。そして、避難施設従事職員が駆けつけるため少し遅れるが避難施設の開設、自主防災組織からの避難施設運営要員の参集で避難施設運営委員会を設立。

その後の各組織の応急災害対処行動手順 および 組織間の連携について下表のとおり計画します。

なお、左欄の時間経過については行動手順の目安として表記してあるもので参考程度に見てください。

地区防災拠点本部		
時間経過	行動	備考
災害発生直後	1. 地区内を一巡し、被災状況の把握に努める	支援要請判断に必要な概略的な情報収集
1～4時間	1. 地区内の被害状況 および 住民の安否情報収集と災害対策本部へ報告 2. 救助・救護活動の要請 3. 避難施設7ヶ所の開設状況把握 4. 避難行動要支援者の安否確認と状況により避難誘導要請	被害状況、住民の安否情報は、湘防災様式3で報告される自主防災組織の状況を集計 収集した被害状況あるいは自主防災組織からの支援要請を受けて災害対策本部あるいは 近隣の自主防災組織へ支援を要請
12時間～	1. 住民の安否情報収集 災害対策本部へ報告 2. 避難施設の状況把握と諸問題への対処 3. 湘南大庭サテライトセンター の開設とボランティア の受入れ	安否情報は、湘防災様式5で報告される自主防災組織の状況を集計

24 時間 ~	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難生活困難者の受入れと収容施設の管理運営 2. 災害対策本部へ飲料水、食糧および生活必需物資などの支給要請 3. 災害対策本部へ必要な人材の派遣要請 4. 避難施設運営委員会へ生活情報・復旧情報の提供 5. 求めに応じて在宅の避難行動要支援者を対象に生活必需物資および飲料水の配達支給 	様式 13,14 で避難施設からの支給要請数量を集計
48 時間 ~	<ol style="list-style-type: none"> 1. 臨時市民相談室の開設 	

避難施設運営委員会		
時間経過	行 動	備 考
災害発生から 1~4 時間	施設管理者および避難施設従事職員は、避難施設へ参集し避難施設開設にあたる。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設管理者 避難施設従事職員へ施設の引継ぎ 2. 避難施設の開設準備 (1) 施設の安全確認と安全対策 (2) 運営本部の設置 3. 避難施設運営要員の確保と避難施設運営委員会および班の設置 4. 避難施設開設の広報と避難者受入れ 5. 地区防災拠点本部へ避難施設と周辺状況の報告 (1) 開設状況と避難者受入れ状況 (2) 避難施設周辺の被害状況 6. 仮設トイレの設置 7. 必要の場合、地区防災拠点本部へ医師の派遣要請 	自主防災組織から出向いた避難施設運営要員は施設の安全確認がなされた後に開設準備に加わる 受入れ人数を把握 様式 10 で報告

12時間 ～	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難者名簿の作成 2. 地区防災拠点本部へ避難施設状況報告 3. 自主防災組織からの住民の安否未確認者氏名を集約し地区防災拠点本部へ報告 4. 避難者の要請で保存食、備蓄物資の配給 5. 地区防災拠点本部へ避難生活困難者の受入れ要請 	<p>様式 9 を利用 様式 11 で報告</p> <p>自主防災組織から報告された湘防災様式 5 を添えて</p>
24時間 ～	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区防災拠点本部の仲介で避難施設間の避難人数割り振り調整 2. 地区防災拠点本部へ定期的に運営状況報告 3. 在宅被災者の要請分を含めて、地区防災拠点本部へ飲料水、食糧及び生活必需物資等の支給要請 4. 必要の場合、地区防災拠点本部へボランティア派遣要請と受入れ 5. 必要に応じて炊き出し 6. 自主防災組織と生活情報、復旧情報等の情報交換会を定期的に行う 	<p>様式 11 で報告</p> <p>様式 13,14 で要請</p>
48時間 ～	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難者、退所者の名簿作成と整理 2. 施設内の衛生環境管理 	

自主防災組織		
時間経過	行動	備考
災害発生直後	<ol style="list-style-type: none"> 1. 出火防止処置 2. 出火の場合は隣近所も協力し初期消火 3. 隣近所の安否確認と救助 避難行動要支援者の安否確認と救助 4. 指定の一時避難場所へ集合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住民の安否確認 (2) 要救助者把握と救出活動 	<p>ガス・電気・火気の停止 状況により、119番へ消火要請</p> <p>状況により、119番へ救助要請</p> <p>湘防災様式 1 の利用</p>

	<p>(3) 被害状況によって地区防災拠点本部へ救助・救援要請</p> <p>(4) 最寄りの医療施設あるいは北保健医療センターへ負傷者搬送</p> <p>(5) 状況により広域避難場所への集団避難</p>	<p>湘防災様式 2 を添えて</p> <p>避難は自主防災組織長が判断する</p>
1~4 時間	<p>1. 避難施設運営要員は、避難施設へ出向</p> <p>2. 避難施設から発信される情報の把握</p> <p>3. 状況を見て、自主防災組織長は一時避難解除の判断</p> <p>4. 自主防災組織長は、避難施設開設後に避難施設生活希望者の引率</p> <p>5. 求めに応じて避難行動要支援者も避難施設へ誘導</p> <p>6. 地区防災拠点本部へ被害状況報告</p> <p>(1) 建物損壊状況</p> <p>(2) 要人命救助の状況</p> <p>(3) 火災発生状況</p> <p>(4) ライフラインの状況</p> <p>(5) 道路、橋梁の損壊状況</p>	<p>湘防災様式 3 で報告</p> <p>その後も、状況変化に応じて随時報告</p> <p>電気・水道・都市ガス・電話</p>
12時間 ~	<p>1. 住民の安否未確認者氏名把握と避難施設運営委員会へ報告</p>	<p>湘防災様式 5 で報告</p>
24時間 ~	<p>1. 在宅被災者からの飲料水・食糧・生活必需物資支給要請把握</p> <p>2. 避難施設運営委員会へ飲料水・食糧・生活必需物資の支給要請</p> <p>3. 自主防災組織長は、避難施設運営委員会と生活情報・復旧情報などの情報交換会を定期的に行う</p>	<p>湘防災様式 4 で要請</p>
48時間 ~	<p>1. 住民の移転先把握</p> <p>2. 支給の飲料水・食糧・生活必需物資受取りと在宅被災者への配給</p> <p>3. 必要があれば避難施設運営委員会と連携して、ボランティア派遣要請と受入れ</p>	<p>湘防災様式 6 を利用</p>

備考欄の様式 および 湘防災様式 の様式は、当防災計画の付録「報告書類等様式集」の綴じ込み あるいは 湘南大庭ポータルサイト「防災協議会」のページ内サブページ「各種の資料掲載」に掲載しておりますので参照してください。

3. 東海地震 警戒宣言発令時の対処

(1). 警戒宣言発令時の対処

東海地震に係わる地震防災対策強化地域は茅ヶ崎市以西です。

藤沢市は、この強化地域に隣接していることから、当該地震が発生した場合には震度6に近い地震が予想され、木造建築物の倒壊等の被害や交通の混乱 および 電気・ガス・水道等のライフラインの障害が予想されますので、藤沢市は次の対策を実施します。

ア. 災害対策本部が設置され、情報の収集・伝達及び災害復旧等を円滑にするため、地区防災拠点本部も開設されます。

配備要員は、当該施設に勤務する職員、地区防災拠点応援職員 および 広域避難場所従事職員です。

イ. 藤沢市が警戒宣言 あるいは 地震予知情報等を受信した場合、市民等への広報手段として次の方法が定められております。

(ア). 防災行政無線による広報

(イ). 消防広報車、市の各部広報車による広報

(ウ). 防災信号による広報

警 鐘	サイレン
5点×繰り返し	約15秒×3回を繰り返し

ウ. 事前避難対象地区

急傾斜地崩壊危険区域として、湘南大庭地区は次の地区が指定されており、警戒宣言が発せられたとき、直ちに避難対象地区の住民等に対し避難の勧告または指示が出される。

避難の勧告または指示の方法は、前項のイによる広報 また、必要により市の職員が口答により行われます。

指定区域	事前避難施設
字城山、字城下、字中沢	小糸小学校

エ. 避難対象地区以外の居住者等の対応

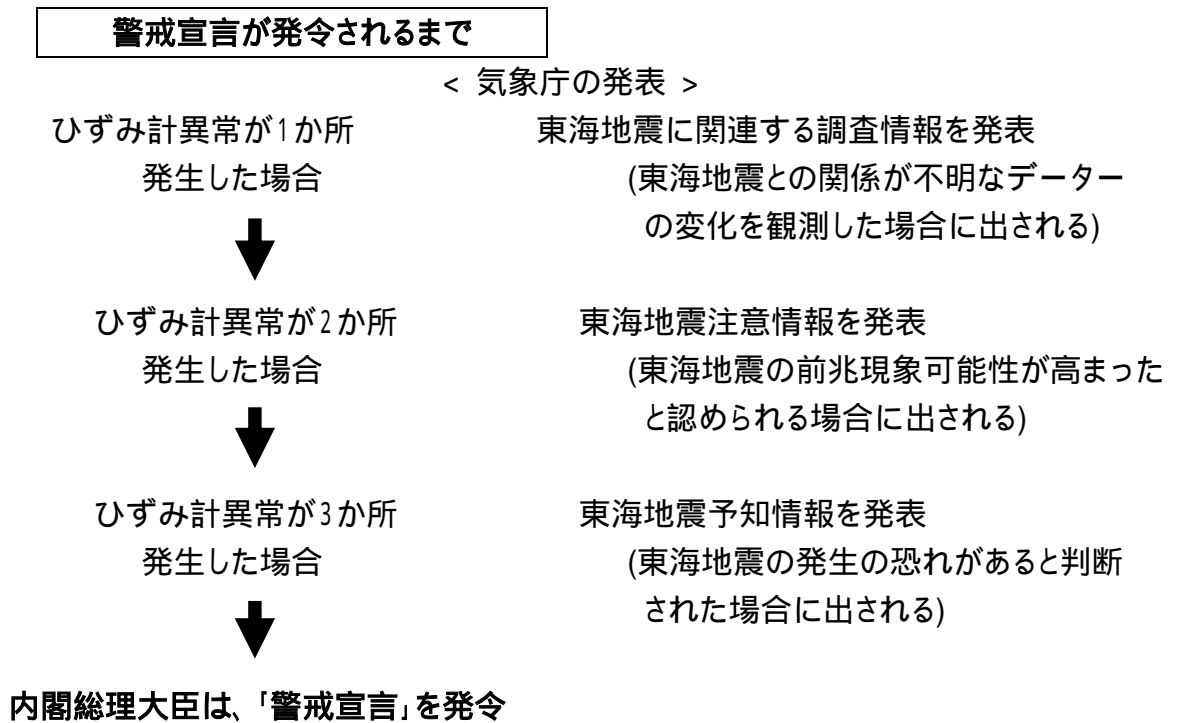
・警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区以外の居住者等は耐震性が確保された自宅での待機等 あるいは 安全な場所で行動してください。

・警戒宣言が発せられた場合、各自で食糧等生活必要物資を確保してください。
飲料水・生活用水については、風呂・バケツ・ポリ容器等に緊急貯水してください。

(2). 東海地震の警戒宣言とは

東海地震を予知するために、気象庁は地震の様々な現象を24時間体制で観測しています。観測データに変化が認められたときは東海地震に関連する調査情報や東海地震注意情報が発表され、いよいよ地震が発生しそうだと判断された場合は「警戒宣言」が発令されます。

(東南海・南海地震については現在、観測体制が整っていないため警戒宣言や観測情報等は発表されません)



大地震に
備える

4.避難行動要支援者への支援

(1).自主防災組織が対象とする避難行動要支援者とは

「避難行動要支援者」とは、従前は「災害時要援護者」とよばれていました。平成 25 年の災害対策基本法一部改正により、「要配慮者」と「避難行動要支援者」に定義されました。災害発生時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが困難であったり、自宅を失うなどの理由で避難施設で生活する場合に、他者の配慮を必要とする方々を「要配慮者」といいます。藤沢市では「要配慮者」のうち、高齢者や障がい者など、災害が発生した場合に一人で避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する以下の方々を、「避難行動要支援者」と位置付け、地域での避難支援体制づくりのために名簿を作成することとしています。（病院や施設に入所されている方は名簿掲載の対象外です。）

「要配慮者」と「避難行動要支援者(名簿掲載対象者)」

要配慮者

避難行動要支援者

高齢者

- ・ひとり暮らし高齢者(75 歳以上) ・ねたきり高齢者(65 歳以上)
- ・高齢者のみ世帯(75 歳以上)

障がい者

- ・身体障がい(視覚 6 級以上、聴覚 6 級以上、上肢 1～2 級、下肢 1～3 級、体幹 1～3 級、腎機能障がい 1 級)
- ・知的障がい(A1、A2、B1、B2)
- ・精神障がい(1～2 級)のうち、単身世帯の方
- ・精神障がい(3 級)のうち、単身世帯で市の生活支援を受けている方

要介護者

- ・介護保険要介護 3 以上

○自立支援医療受給者のうち、単身世帯で市の生活支援を受けている方

○難病患者のうち、市の生活支援を受けている方

妊婦・乳幼児

未就学児童

児童生徒

○日本語の理解が十分でない外国人

○その他、災害発生時に負傷された方 等

(2).名簿作成に必要な個人情報及びその入手・更新方法

ア.名簿の種類

藤沢市が作成する「避難行動要支援者」名簿は、「平常時から自主防災組織等に情報を提供することに同意したもの」と、「災害発生時に名簿掲載対象者の同意の有無に関わらず、法令に基づき自主防災組織等に提供されるもの」の2種類があります。

イ.名簿に掲載される個人情報の範囲

災害発生時において、「避難行動要支援者」の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、平常時から「避難行動要支援者」の生活状況や身体状況等の情報を把握し、関係者間で共有することが必要です。また、災害発生時には、これらの情報を迅速に活用できるように整理しておくことが重要です。

藤沢市では国の取組指針を受け、次の(1)～(9)に掲げる情報を名簿に掲載するものとします。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所
- (5) 本人連絡先(電話番号)
- (6) 緊急時連絡先(電話番号、本人との関係)
- (7) 避難支援等を必要とする事由
- (8) 必要とする支援内容
- (9) 自治会・町内会名

ウ.名簿に掲載される個人情報の収集方法

名簿に掲載される個人情報のうち、(1)氏名、(2)生年月日、(3)性別、(4)住所、(7)避難支援等を必要とする事由は、市の福祉担当部署で管理している情報を集約します。

また、(5)本人連絡先、(6)緊急時連絡先、(8)必要とする支援内容、(9)自治会・町内会名は、市から名簿掲載対象者に対して送付する「地震等の災害発生時における避難支援希望確認書」へ対象者本人(もしくはその家族等)が記入した情報を利用します。なお、自主防災組織等は、市から提供を受けた名簿及び本人から収集した情報の管理責任者(自主防災組織の代表等)を設置するものとします。

エ.名簿情報の更新

災害発生時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、市は名簿情報の更新を定期的に(年1回以上)行うものとします。更新の際には、新たに名簿掲載対象となる方に対して、平常時から自主防災組織や民生委員・児童委員などの名簿提供者へ自分の情報を提供することについて、同意の確認を行います。

また、「避難行動要支援者」の転居や死亡、病院への長期入院や社会福祉施設への長期入所等が確認された場合は、名簿更新時に「避難行動要支援者名簿」から削除します。

(3).避難行動要支援者の避難支援等に関する事項

ア.地域及び市における避難支援体制

	平常時	災害発生時
自主防災組織 自治会・町内会 民生委員 児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃の見守り、声掛け ・地区における避難支援体制づくり (安否確認体制の構築等) ・地区全体で防災活動を推進する 風土づくり など 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達 ・安否確認、避難誘導、救援物資等の 配布 など
市民センター公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等による避難支援体制づくりへの支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災拠点本部 ・自主防災組織等との連絡調整 ・名簿の提供 ・安否情報の収集管理 など
市役所(本庁) 福祉総務課 高齢者支援課 障がい福祉課 介護保険課 防災危機管理室 保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者情報の収集、 提供 ・避難行動要支援者名簿の作成 ・避難支援のための計画策定及び 管理 ・名簿制度の広報、啓発 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難のための情報伝達 ・避難施設での生活に支障のある方の 受入のための社会福祉施設との 連絡調整 ・医師会との連絡調整 ・日本赤十字社との連絡調整 ・医薬品、衛生材料の調達 など

イ.名簿の提供

「避難行動要支援者名簿」は平常時から自主防災組織等の避難支援等関係者に提供され、共有されることで、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつきます。

そのため、市は国の取組指針に基づき、予め「避難行動要支援者」本人の同意を得た名簿について、避難支援等の実施に必要な限度で平常時から避難支援等関係者へ提供します。

また、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合においては、「避難行動要支援者」の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿を提供することができます。

ウ.安否確認体制の構築(名簿の活用)

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、支援を必要としている地域住民の安否をより早く、正確に確認することが重要です。

安否確認の実施に当たっては、地域住民の全員が対象となりますが、特に「避難行動要支援者」は自ら避難するなどの行動をとることが困難であるため、その安否をいち早く把握することが、犠牲者を減らす第一歩となります。

自主防災組織等の状況により、個別避難支援プランの作成が困難な場合でも、いざという時に安否確認を行う体制を構築し、「避難行動要支援者」を含めた訓練を実施することで、地域の防災力が高まります。

(ア)平常時の取り組み

地域での安否確認については、自主防災組織の会長や自治会長等が主体となり、市から提供された「避難行動要支援者名簿」に基づき一世帯ずつ確認する方法がありますが、これでは数十～数百世帯を確認するのに多くの時間がかかってしまいます。また、名簿に記載された方だけの安否確認を行う場合は、名簿に記載されていない方が災害発生時に救助が必要な状況となった場合、取り残されてしまう可能性があります。このため、次のような安否確認の方法を地域で取り決めておくことが推奨されます。

【安否確認の方法(例)】

- ・ 地域を小さなブロック(10～20世帯程度の組や班など)に分割し、ブロックごとに長を決める。ブロック長は手分けしてブロック内の家々を回り、安否を確認する。
- ・ 事前に『無事です』と書いた旗やマグネットなどを準備しておき、無事ならばそれを外に出すという約束をしておく。ブロック長はブロック内の家を回り、旗やマグネットが出ていない家だけ安否を確認する。
- ・ 自治会・町内会等であらかじめ指定した一時避難場所に集合していない世帯を近隣の方が安否を確認する。
- ・ 自主防災組織名簿の情報を地図に転記しておく。

安否確認を実施する際は、自主防災組織の名簿を準備し、上記の小さなブロックごとに名簿を作成することが理想的です。(すでに自治会・町内会の班や組ごとに名簿や連絡簿が作成されていれば、それを活用します。)

市から提供された「避難行動要支援者名簿」を活用して、自主防災組織の名簿に避難の支援が必要な方かどうかの情報を記載します。

この自主防災組織の名簿は、「避難行動要支援者名簿」が更新される時期などに合わせて、定期的に見直します。また、平常時から、安否確認に携わる方の役割分担や確認の方法を決めておき、地域の中で周知・共有しておくことが重要です。

「避難行動要支援者」を含め、自主防災組織の皆さんで、大地震が起きたことを想定し、自主防災組織で指定した「一時避難場所」を拠点とした訓練を実施することで、災害発生時における安否確認の実効性が高まります。

(イ)災害発生時の取り組み

災害発生時においては、平常時に予め決めておいた方法により、安否確認を実施します。「避難行動要支援者」はひとりで避難することが困難であるため、必要に応じて避難支援を行います。

エ.個別避難支援プランの作成

個別避難支援プランは、災害発生時において「避難行動要支援者」の避難誘導、また避難所等での生活支援を的確に行うため、自主防災組織等の避難支援等関係者が中心となり、「避難行動要支援者聞き取り調査票」等を利用しながら、「避難行動要支援者」に関する次の項目等について計画するものです。

プランの作成にあたっては、「避難行動要支援者本人」(もしくはその家族等)と話し合いながら進めることが重要です。

個別避難支援プランに盛り込む事項(例)

避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報の伝達方法、個人で備蓄が困難な物資、必要な支援の内容

オ.「避難行動要支援者」の避難場所

通常、災害などにより被害を受け、自分の家に居住できなくなった場合、小中学校などの避難施設で一定の期間生活を送ることになります。

しかし、「避難行動要支援者」の中でも、介護が必要な高齢者や障がい者など、避難施設では生活に支障のある方が受入れ可能な福祉施設等へ移動できるようになるまでの期間は、一時的に「福祉避難所」へ避難することができます。

本市では、市民センター・公民館を「福祉避難所」に指定しています。個別避難支援プランを作成する際には、「避難行動要支援者」の避難先として、避難施設と福祉避難所のどちらが適当か、検討が必要です。

(4).避難支援等関係者に関する事項

ア.避難支援等関係者の範囲

災害発生時において、「避難行動要支援者」の避難誘導や安否の確認、避難施設等での生活支援の実施に携わる関係者を「避難支援等関係者」といいます。

市は、「避難支援等関係者」と連携して地域における避難支援体制づくりを推進します。

避難支援等関係者

自主防災組織、自治会、町内会、民生委員・児童委員、消防局、警察

イ.[避難支援等関係者]の安全確保

災害発生時においては、「避難支援等関係者」もまずは自身の安全確保が最優先となります。個別避難支援プランを作成する際に避難支援を行う際の安全確保に関するルールを定め、「避難支援等関係者」と「避難行動要支援者」の双方が理解していることが重要です。

また、災害発生時の状況によっては、「避難支援等関係者」が直ちに支援に来られない場合もあることを事前に「避難行動要支援者」へ周知しておくことが必要です。

(5)避難施設における支援対策

避難施設においては、「避難行動要支援者」の避難状況に応じて、障がい者用トイレの設置や、スロープ等の段差解消設備等、様々な対応が必要となります。

また、避難施設では避難施設運営委員会の救護班等が中心になり、「避難行動要支援者」の要望を把握し、プライバシー保護のための間仕切りの設置や冷暖房機器等の増設などの環境整備が必要となります。

避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要となるため、保健師等による健康相談、二次的健康被害(エコノミークラス症候群等)の予防、こころのケア等を必要に応じて実施するとともに、「避難行動要支援者」の状況に応じて、避難施設から「福祉避難所」への移動や受入れ可能な福祉施設等への連絡調整を行い、誘導又は搬送を行います。

市は、関係団体、事業者等と事前協定を締結するなどにより平常時から対策を講じることとします。

(6)関係機関等との連携

災害発生時において、市は次の関係機関と連携しながら避難行動要支援者の支援を行うものとします。

ア.災害救援ボランティアセンター

災害発生時には、全国から多くのボランティアが支援に駆けつけることが予想されるため、ボランティア活動が円滑に行われるようにコーディネート(適正な配置)をする機関として藤沢市災害救援ボランティアセンターを設置します。この機関の体制強化を図るとともに、市、「藤沢市社会福祉協議会」、「NPO 法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク(FSV)」が互いに連携し、「避難行動要支援者」に対して円滑なボランティア活動が行われるよう支援します。

イ.藤沢市社会福祉協議会

災害発生時には、「藤沢市社会福祉協議会」が主体となり、災害救援ボランティアセンターを開設します。また、各地区の社会福祉協議会と連携し、被災者への支援を行います。

ウ.福祉施設等

学校等の避難施設での生活に支障のある「避難行動要支援者」が、必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制が整備された福祉施設を災害発生時に確保できるよう、本市では施設の管理者と事前協定を締結しています。

また、市内の施設の受入れ能力を超える場合は他市町村へ避難(広域避難)することがあります。

エ.民間企業等

本市では、災害発生時における情報収集や被災者等の搬送に関して、運送会社やタクシー協会等の民間企業と協定を締結しています。

(7).避難行動要支援者名簿の受領・更新手順

Step1 避難行動要支援者名簿の受領についての意向確認

自主防災組織等の代表者は、市(市民センター・公民館)に対して「避難行動要支援者名簿の受領に関する意向確認書」に名簿受領についての意向を記入して提出します。

Step2 市から避難行動要支援者宅へ避難支援希望確認書を送付

市の担当課から、避難行動要支援者名簿を受領する意向があった自主防災組織等の区域内に住所のある避難行動要支援者あてに、「地震等の災害発生時における避難支援希望確認書」を送付します。

Step3 避難支援希望確認書の提出

避難行動要支援者は、市から届いた「地震等の災害発生時における避難支援希望確認書」に避難支援希望の有無や、名簿掲載(個人情報提供)への同意確認などの必要事項を記入して、市に返送します。

提出先は従来の自主防災組織等の代表者ではなく、市の担当課となります。

Step4 避難行動要支援者名簿の提供

市は、自主防災組織等の代表者へ、避難行動要支援者のうち個人情報の提供に同意した方の名簿を提供します。

避難行動要支援者名簿を受け取る際に、自主防災組織等の代表者は、「避難行動要支援者名簿(平常時)受領書」を市(市民センター・公民館)へ提出します。

また、代表者が交代した場合には、名簿管理責任者の交代を「避難行動要支援者名簿管理責任者(代表者)交代届」または「市民組織役員(変更)届」によって、市(市民センター・公民館)に届け出ます。

Step5 避難行動要支援者名簿の更新

市は、避難行動要支援者名簿の更新を定期的に(年1回以上)行い、名簿管理責任者(自主防災組織等の代表者)へ、古い名簿と引き換えに更新名簿を提供します。

名簿を更新する際には、新たに避難行動要支援者に該当となる方に対して、Step2と同様の書類を市から送付し、避難支援希望の有無や、名簿掲載(個人情報提供)への同意について確認します。

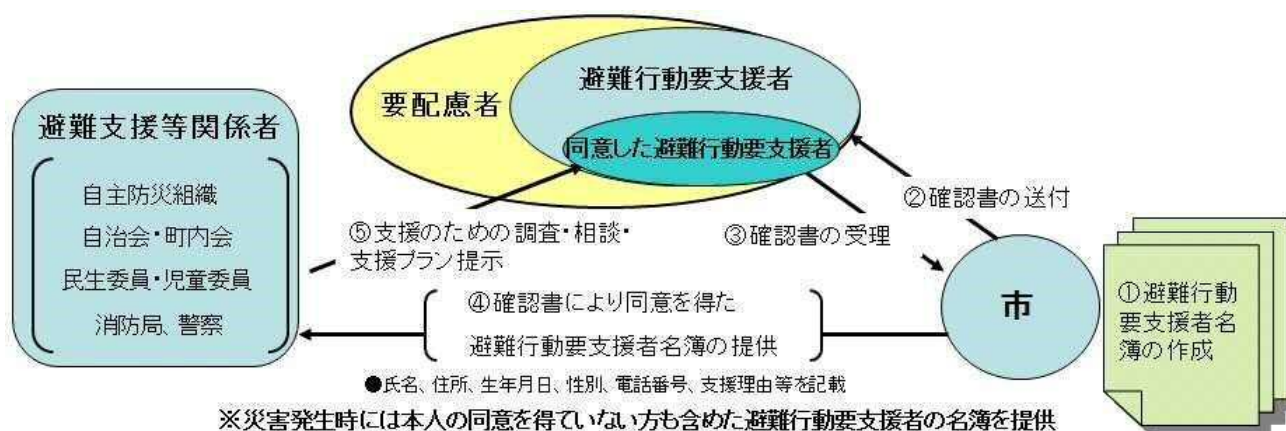
避難行動要支援者名簿(イメージ)

平成 2X 年度 避難行動要支援者名簿 201X 年 XX 月 XX 日

No.	氏名	生年月日	性別	住所	本人連絡先	緊急時連絡先・氏名 本人との関係(※1)	避難支援等を 必要とする事由	必要とする 支援内容 (※2)	自治会・町内会名
1	藤沢 太郎	S5.1.1	男	羽鳥X丁目X番XX号	25-XXXX	045-XXXX-XXXX 村岡 公子	2 高齢者のみ世帯	1	XXXXXXXXXX 自治会
2	藤沢 花子	T11.2.2	女	羽鳥X丁目X番XX号	090-XXXX-XXXX	045-XXXX-XXXX 村岡 公子	2 高齢者のみ世帯	1	XXXXXXXXXX 自治会
3	辻堂 一郎	012.12.12	男	善行X丁目XXXX番地のX	51-XXXX	090-XXXX-XXXX 辻堂 藤男	1 知的障がい	2	XXXXXXXXXX 自治会
4	片瀬 次郎	S3.1.1	男	亀井野XXX番地	26-XXXX		要介護	2	XXXXXXXXXX 自治会
5	晴沼 長子	S22.8.8	女	川口XXX番地のX		080-XXXX-XXXX 大庭 舞	1 ねたきり高齢者	3	XXXXXXXXXX 自治会

(※1) 本人との関係 1: 親族(同居) 2: 親族(別居) 3: 親族以外
 (※2) 必要とする支援内容 1: 避難勧告等の情報を伝えてほしい 2: 避難施設等まで付き添ってほしい(自力歩行は可能) 3: 自力で避難できないので、手助けしてほしい

避難行動要支援者の名簿提供までの流れ



(8).個人情報の取り扱い

ア.個人情報の共有と活用

避難行動要支援者名簿に掲載される情報は、平常時の避難支援体制づくりや、災害発生時の安否確認等に利用されるものであり、名簿管理責任者が情報を保有しているだけでは、地域の取り組みとして活用することは困難です。

そのため、誰がどの避難行動要支援者に関する名簿を管理しているのかを把握した上で、避難支援の取り組みに必要な範囲の情報として、対象となる名簿(複写)を班長や組長等、避難支援に携わる方へ配布することが法で認められています。

名簿情報を共有する範囲や活用方法に関して、自主防災組織、自治会・町内会ごとに取り組み方法を定め、事前に住民へ周知・共有することで、地域全体の防災意識を高めることにもつながります。

イ.個人情報の保護

名簿を活用する一方で、その内容はいずれも重要な個人情報です。名簿の提供を受けた者に対しては法律上の秘密保持義務が課せられていますので、その取扱いには十分注意してください。

避難行動要支援者名簿の提供を受けた自主防災組織等においては、できるだけ名簿を施錠可能な場所に保管し、情報共有等のために複写する際も必要最小限の枚数にすることで、名簿の紛失などが発生しないよう管理を徹底します。

また、名簿管理責任者(自主防災組織等の代表者)の交代があった際には、速やかに市へ届け出るとともに、名簿の管理等について新任者へ十分な引き継ぎを行います。

市では、避難行動要支援者名簿を提供する際に、誓約書の提出により守秘義務を確保し、各地域での個人情報の取り扱いに関する規約等の整備を推進することなどにより、個人情報保護の徹底を図ります。

加えて、避難支援等関係者が必要以上に避難行動要支援者の個人情報を要求し、その利益が損なわれることがないよう、避難支援等関係者へ名簿提供時等に説明するとともに、市で保管する名簿についても、バックアップデータ等を含め、情報を適正に管理します。

ウ.自主防災組織等における規程・規約の整備

自主防災組織等で避難行動要支援者名簿を適正に管理するために、名簿の取り扱い等を定めた「規程」や「規約」を整備することが重要です。

別表 1 避難行動要支援者に対する留意事項

避難行動要支援者に付き添い、避難行動する場合には次のことに留意してください

<p>視覚障がい者</p>	<p>白杖を持たない方の手で支援者の肘の上を掴んでもらいながら、半歩前をゆっくり歩く。このとき、白杖や腕を引っ張ったり、後ろから押したりしないようにしてください。</p> <p>路上に障害物が有る場合、例えば、階段のある所では段の手前で立ち止まって段を上がるのか下がるのかを伝える。</p> <p>段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。位置や方向を説明するときは、その方向に向かせて前後左右、この先何歩何メートルなど周りの状況を具体的に伝える。</p> <p>別れる際には、その場から先の状況についても説明する。盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり触ったりしないようにする。</p>
<p>聴覚障がい者</p>	<p>手話や筆談で伝えることが多いが、手話を使わない場合 または文章が伝わらない場合は、身振り、絵、図などを用いて伝える。</p>
<p>肢体不自由者</p>	<p>自力での歩行が困難な場合は、車イス等の移動用具を確保するよう努める。車イスが使用できない場合には、おぶひもでおぶったり、毛布などで作った応急担架で移動させる。</p> <p style="text-align: center;"><車イスを使用する場合></p> <p>段差を越える時は、押す人の足元にあるステップバーを踏み車イスの前輪を上げ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて静かに段差に乗せてから押し進める。</p> <p>上がるときは車イスを前向きに、下りるときは車イスを後ろ向きにするのが安全である。いずれもブレーキをかける。</p> <p>緩やかな坂は車イスを前向きにして下がるが、急な坂は車イスを後ろ向きにし、軽くブレーキをかけながらゆっくり下がるようにする。階段を避難する時は、2～3人で車イスを持ち上げてゆっくり移動してください。</p>
<p>ねたきり高齢者</p>	<p>おぶひもでおぶったり、毛布などで作った応急担架で移動させる。1人の場合は、おぶひもでおぶったり シーツや毛布の両端を結んでこれにくるむように乗せたまま引っ張って移動させる。</p> <p>なお、日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。</p>

<p>知的障がい者</p>	<p>努めて冷静な態度で接し、分かりやすい言葉で避難することを伝え、本人を安心させて一人にせず、誰かが付き添うようにして移動してください。</p> <p>災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても冷静に対応する。なお、日頃から服用している薬があれば携帯するようにしてください。</p>
<p>精神障がい者</p>	<p>努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ一人にせず誰かが付き添うようにして移動してください。</p> <p>災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても冷静に対応する。なお、日頃から服用している薬があれば携帯するようにしてください。</p>
<p>内部障がい者、 難病患者</p>	<p>常時使用する医療機器(機器によっては、電気・酸素ポンプが必要)を確保するとともに、必要に応じて静かに手早く災害を免れた医療機関へ搬送してください。</p> <p>難病・人工透析患者については、保健所などが連絡調整機能を果たし、搬送方法を事前に決めておくことが必要です。</p>

(福岡県「災害時要援護者支援対策マニュアル」平成 17 年 9 月発行から引用)

この他、藤沢市福祉部福祉総務課作成の「ふじさわ防災ナビ～避難行動要支援者編～」平成 26 年 4 月発行も参照下さい。

別表 2 用語の意味

当防災計画に用いられている用語の意味は下表のとおりです。

用語	意味
住居	現実に居住のため使用している建物をいう。但し、別荘は非住居扱いとする。
住居の全壊	住居が滅失したもので、具体的には住居の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住居の延べ床面積の70%以上に達したものとする。
住居の半壊	住居の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には住居の損壊部分はその住居の延べ床面積の20%以上70%未満のものとする。 全壊か半壊か判明しない時点においては「半壊」とし、判明後に訂正する。
住居の一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住居の損壊で、補修を必要とする程度のものである。但し、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
帰宅困難者	勤務先など、自宅から遠く離れたところで被災し、帰宅するにも交通機関が止まり帰宅困難となった人をいう。
要配慮者 避難行動要支援者	災害発生時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが困難であったり、他者の配慮を必要とする方々を要配慮者という。藤沢市では、要配慮者のうち、高齢者や身体障がい者など、災害発生時にひとりで避難することが困難であり、円滑、迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する方を、避難行動要支援者と位置付け、地域の中で避難支援体制づくりを進める、こととしている。
在宅被災者	被災したが、藤沢市指定の避難施設以外の自宅など被災地で生活している人をいう。
施設管理者	指定避難施設の管理者をいう。
自力避難困難者	住居倒壊や家具類の下敷きとなって、自力で避難できない人、あるいは一般的にいう避難行動要支援者が該当する。
避難施設従事職員	震度5弱以上の地震が発生したとき、避難施設を開設し避難者の早期受け入れ態勢を確立するため、市長が予め指名した市の職員をいう。
避難生活困難者	避難者の障害の程度や体力および症状により、避難施設での生活が困難な人をいう。この場合、地区防災拠点本部へ移動を要請する。
避難勧告	地域の居住者に避難を強制するものではなく、居住者に立ち退きを勧め促すものです。
避難指示	被害が切迫した時に発せられるもので「勧告」より拘束力が強くなりますが、指示に従わなかった人に対して直接強制までは行われません。

この防災計画の改版履歴

発行年	改 版 骨 子
2011 年版	防災協議会は、2009 年度事業として「組織機能専門委員会」を発足 湘南大庭地区防災組織の機能と相互連携をテーマに検討した。 その集大成を湘南大庭地区防災計画としてまとめ、2011 年 12 月に 2011 年版を初版として発行した。
2012 年版	2011 年版を湘南大庭地区の自治会・町内会長 および 避難施設運営委 員会会長宛の合計 59 組織に「湘南大庭地区が協力して災害対処活動を 実施することを目指した この地区防災計画の策定に対してどう思います か？」と意見を求め、37 組織から回答を頂き、35 組織から賛成を頂いた。 そのとき頂いた意見を取り入れて部分改訂し 2012 年版を発行した。
2013 年版	・藤沢市は、これまで震度5強以上で災害対策本部を立ち上げると 定めていたが これを震度5弱以上に変更される。 したがって、湘南大庭地区の防災拠点本部、自主防災組織、避難施 設運営委員会もそれに連動して「震度5弱以上」を地震発生時の 立ち上げ基準とすることに変更した。 ・湘南大庭地区に新自治会の誕生があり、それを追記した。 ・2013 年 4 月に湘南大庭ポータルサイトが開設され、その利用を 追記した。
2015 年版	・2013 年6月に国の災害対策基本法が改正され、8月には「避難行動 要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されたことに伴い、 藤沢市の地域防災計画が見直されたため、当防災計画も改訂した。

この「湘南大庭地区 防災計画」および 付録の「報告書類等様式集」は、湘南大庭ポータルサイトの「防災協議会」ページに掲載してあります。

特に、報告書類等は自主防災組織名の記載など必要事項を記入して平常時から準備していただきたいと思いますのでご利用ください。

湘南大庭ポータルサイトの URL は以下の通りです。インターネット利用環境を有しておられる方はどなたでも閲覧できます。

<http://fujisawa-snooba.ecom-plat.jp/>

「湘南大庭ポータルサイト」で検索できます

この防災計画作成には、次の資料を参考としました。

1. 藤沢市 防災会議 の 編集
「藤沢市地域防災計画 地震対策編」
2. 藤沢市 総務部 危機管理室 企画編集
「ふじさわ防災ナビ」～ 自主防災活動編、～ 防災訓練編、
～ みんなの防災・オーダーメイドの災害対応編
～ みんなの防災・知識と備え編
3. 藤沢市 福祉部 福祉総務課 編集発行
「ふじさわ防災ナビ～ 避難行動要支援者編～」
「藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」
4. 福岡県「災害時要援護者支援対策マニュアル」 他

湘南大庭地区 防災計画

(地震対策編)

発行者 湘南大庭市民センター長 中村 千夏
湘南大庭地区防災協議会会長 芳澤 周司

発行日 2015年 6月 改訂3版

作成者 平成27年度 湘南大庭地区防災協議会
防災計画専門委員会 改訂版編集

本篇は、(旧)組織機能専門委員会 Part 編集の、
一部改訂版として発行

事務局 湘南大庭市民センター 0466 (87) 1111 地域担当